

保育所・認定こども園(保育所機能部分)

担当 こども保育教育課 ☎684-1209

保護者が仕事や病気などで、家庭で小学校入学前の子どもを保育することが困難な場合、保育所や認定こども園(保育所機能部分)が利用できます。また、保育所や認定こども園は、施設を利用していないご家庭に対しても子育て支援を実施しています。

★ 利用申込み受付時期

4月利用の申込みは、12月から受付を開始します。
年度途中の申込みは、利用希望月の前々月の25日から前月の10日までに手続きください(転入等の都合により10日までの申込みが困難な場合はこども保育教育課にご相談ください)。

★ 利用受付場所

第一希望の施設またはこども保育教育課

公立保育所

保育所名	定員	利用年齢	開所時間	所在地	電話番号	一時	パートナー
鳴門市中央保育所	50	2か月以上	7:15~18:45	撫養町南浜	686-2846	○	○

私立保育所

保育所名	定員	利用年齢	開所時間	所在地	電話番号	一時	パートナー
明神善隣館保育所	50	2か月以上	7:00~19:00	瀬戸町明神	688-0582	—	○
うずしお保育園	90	2か月以上	7:00~19:00	撫養町斎田	686-9227	—	拠点
岡崎保育所	30	2か月以上	7:00~19:00	撫養町弁財天	686-4695	—	○
桑島保育所	60	2か月以上	7:30~19:00	撫養町大桑島	685-7896	○	—
正興寺保育園	55	2か月以上	7:15~18:45	撫養町斎田	686-1188	—	—
すみれ保育園	60	2か月以上	7:15~18:45	大津町大幸	685-0055	—	○
つくし保育所	45	2か月以上	7:00~18:30	撫養町立岩	686-1214	—	—
板東みやま保育園	50	2か月以上	7:00~18:45	大麻町板東	689-3300	—	○
板東ゆたか保育園	50	2か月以上	7:00~18:30	大麻町板東	689-3322	—	○
矢倉保育園	70	2か月以上	7:00~19:00	大津町矢倉	686-9469	—	—

私立認定こども園(保育所機能部分)

保育所名	定員	利用年齢	開所時間	所在地	電話番号	一時	パートナー
幼保連携型認定こども園 IZUMI	85	2か月以上	7:30~19:00	鳴門町高島	687-0616	○	拠点
認定こども園 さら	50	2か月以上	7:30~19:00	撫養町南浜	685-3458	—	拠点
認定こども園 すくすく	80	2か月以上	7:00~18:30	大麻町大谷	689-3733	—	拠点
公私連携幼保連携型認定こども園 成稔	10	4歳児以上	7:30~19:00	鳴門町高島	687-1679	—	拠点
認定こども園 ちどり	30	2か月以上	7:15~18:45	里浦町里浦	685-0249	—	拠点



広 告

社会福祉法人いずみ福祉会

幼保連携型認定こども園

公私連携幼保連携型認定こども園

IZUMI

成稔

鳴門市鳴門町高島字南433-2
TEL 088-687-0616
FAX 088-687-3536

鳴門市鳴門町高島字北221
TEL 088-687-1679
FAX 088-687-1679

社会福祉法人いずみ福祉会

アトレ

アトレ

くろさき

鳴門市鳴門町高島字北221
TEL 088-660-3088
FAX 088-660-3628

鳴門市撫養町黒崎字清水52-1
TEL 088-660-6381
FAX 088-661-0537



日曜・祝日の保育が必要なとき

休日保育事業

保護者の方が日曜、祝日に仕事をしているなど、休日に保育が必要な方が利用できます。

実施施設等 鳴門市中央保育所(撫養町南浜) ☎686-2846

利用できる日・時間

日曜日、祝日(年末年始は休み) 8:30~17:30

対象児童 鳴門市在住で、市内の保育所、認定こども園(保育所部分)を利用している満1歳以上の児童(利用日の前月15日までの申請が必要です)

利用料金 日額 1,500円 ※昼食は各自持参してください。

子どもが病気の場合の保育が必要なとき

病児・病後児保育事業(子ども健康支援一時預かり事業)

子どもが病気や病気の回復期で、入院は必要ないが集団生活ができない間、家庭で看病できない場合、『木のおうち』が利用できます。

実施施設等

小川病院(撫養町斎田)内『木のおうち』 ☎686-6362

利用できる日・時間

月曜日~土曜日(日、祝日、年末年始は休み) 8:30~18:00

対象児童 小学校6年生まで(登録をする必要があります)

利用料金 日額 2,000円(条件により減免制度あり)

家庭で子育てをしている方への支援事業

一時預かり事業

保護者のリフレッシュ等の理由で平日週3日まで(緊急の場合は14日連続利用可)利用できます。

対象児童 保育所、認定こども園、幼稚園など施設を利用していない就学前の児童(利用希望保育施設に申し込みが必要です)

利用料金 日額 2,000円~ ※昼食を含む。所得に応じた軽減制度あり。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)の保育所等に通っていない子どもが保護者の就労等に関わらず月10時間を上限に利用を申し込みます。

利用を希望する場合は、保護者が市から乳児等通園支援給付支給認定証の交付を受ける必要があります。

実施場所 鳴門市中央保育所

利用料金(保護者の実負担額) 1時間当たり300円程度※

※他市町村が実施する事業を利用する場合、実施事業者によって利用料は異なります。

具体的な保育時間や手続きの方法等は、市公式ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.naruto.lg.jp/docs/2026031000114/>



こどもを守る

大人の防災グッズに **プラス** しよう!

防災グッズチェックリスト ①

災害後自宅で過ごすための!

非常用備蓄に **プラス**

☒ 飲料水7日分 (1人1日3リットル、粉ミルク用も)

☒ こどもの食料7日分 (月齢に合った好きな物)



☒ 粉ミルク7日分

☒ おむつ&おしりふき7日分



ベビーフードはそのまま食べられる瓶や容器入りが便利



地域子育て支援拠点事業

地域において安心して子育てができる支援を行うために、育児相談や情報提供、子育て親子が気軽にふれあう交流の場の提供、子育てに関する講習会等を行っています。利用料は無料です。

★ 鳴門市地域子育て支援センター

実施施設等 うずしお保育園 ☎686-9227

利用できる日・時間

月曜日～金曜日(日、祝日、年末年始は休み) 10:00～15:00

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ にこにこひろば

実施施設等 子育て応援団レインボー ☎678-7784

利用できる日・時間

月曜日～金曜日(日、祝日、年末年始は休み) 10:00～15:00

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ 出張にこにこひろば

実施施設等 板東南ふれあいセンター(旧川崎幼稚園)
☎678-7784(子育て応援団レインボー)
☎689-2767(板東南ふれあいセンター)

利用できる日・時間

月曜日・水曜日(日、祝日、年末年始は休み) 9:30～14:30

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ すくすくひろば

実施施設等 認定こども園すくすく ☎689-3733

利用できる日・時間

火・木・金曜日(日、祝日、年末年始は休み) 9:00～14:00

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ いずみのひろば

実施施設等 幼保連携型認定こども園IZUMI ☎687-0616

利用できる日・時間

月曜日～金曜日(日、祝日、年末年始は休み) 10:00～15:00

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ さくらんぼ

実施施設等 認定こども園さら ☎685-3458

利用できる日・時間

月・水・金曜日(日、祝日、年始は休み) 9:30～14:30

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

★ せいねんのひろば

実施施設等 公私連携幼保連携型認定こども園成稔
☎687-1679

利用できる日・時間

月曜日～金曜日(日、祝日、年末年始は休み) 10:00～15:00

対象児童

鳴門市在住の3歳児～小学校入学前の児童と保護者

★ ちどりのひろば

実施施設等 認定こども園ちどり ☎685-0249

利用できる日・時間

月曜日～金曜日 10:00～15:00

対象児童

鳴門市在住の生後2か月～小学校入学前の児童と保護者

パートナー保育園事業(わんぱく教室)

週に1回、保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない小学校入学前の子どもの保護者や、妊娠中の方を対象に保育所を開放して育児相談を実施しています。保育所の子どもたちや保育士と一緒に遊んだり、子育て情報の交換をしたりと、交流を楽しめます。

保育所・認定こども園

こどもを守る

大人の防災グッズに **プラス** しよう!

防災グッズチェックリスト②

自宅から避難!

非常持ち出し品に **プラス**

☒ 防災頭巾・ヘルメット

☒ レインコート

☒ マスクや軍手



着て行く!

☒ 衣料品3日分(特に下着)

☒ おむつ3日分

☒ おしりふき(ウェットティッシュ)

☒ 粉ミルク3日分

☒ 哺乳瓶(使い捨てタイプ)

☒ こどもの食料3日分(月齢に合った好きな物)

☒ 離乳食スプーン

☒ 食品用ラップ(スプーンや皿に巻けば汚さず使える)

☒ 紙コップ&ストロー

☒ 軽くて小さいおもちゃ

個包装の物が便利!



おり紙など

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)

担当 こども保育教育課 ☎684-1209

利用年齢に達した就学前児童は、幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分)を利用できます。

★ 利用申込み受付時期

4月利用の申込みは、12月から受付を開始します。年度途中の申込みは、随時受付をしていますので、利用希望の園に申請してください。

★ 利用受付場所

利用希望の施設

公立幼稚園

幼稚園名	利用年齢	所在地	電話番号
撫養幼稚園	利用年度の 4月1日に 満4歳以上	撫養町斎田	686-4093
精華幼稚園		撫養町立岩	686-4558
桑島幼稚園		撫養町大桑島	686-9479
第一幼稚園		大津町木津野	686-3453

幼稚園名	利用年齢	所在地	電話番号
明神幼稚園	利用年度の 4月1日に 満4歳以上	瀬戸町明神	688-1244
堀江北幼稚園		大麻町大谷	689-2220
板東幼稚園		大麻町板東	689-1437

私立幼稚園

幼稚園名	定員	利用年齢	所在地	電話番号
鳴門聖母幼稚園	75	満3歳以上	撫養町黒崎	685-0079

私立認定こども園(幼稚園機能部分)

保育所名	定員	利用年齢	所在地	電話番号
幼保連携型認定こども園 IZUMI	15	満3歳以上	鳴門町高島	687-0616
認定こども園 さら	15	満3歳以上	撫養町南浜	685-3458
認定こども園 すくすく	10	満3歳以上	大麻町大谷	689-3733
公私連携幼保連携型認定こども園 成稔	30	4歳児以上	鳴門町高島	687-1679
認定こども園 ちどり	15	満3歳以上	里浦町里浦	685-0249

一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園を利用している児童を対象に、教育標準時間(4時間程度)終了後に保育を行う一時預かり事業を実施しています。各施設で定める利用料金が必要です。

幼稚園の開放(未就園児親子園開放)

月に1回、各公立幼稚園で実施しています。幼稚園に通っていない児童とその保護者を対象に幼稚園を開放しています。

在宅児童支援・発達相談事業

在宅児童支援

ファミリー・サポート・センター事業

担当 子育て支援課 ☎684-1537

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助ができる方(提供会員)が会員となり運営されています。両会員とも、鳴門ファミリー・サポート・センター(☎683-0788)で登録受付をしています。

対象は0歳から小学6年生までの児童で、1時間あたり500円の利用料が必要です(依頼会員が会員登録後初めて利用する場合は、上限2時間まで利用料が無料)。病気の児童の利用はできません。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

担当 子育て支援課 ☎684-1225

徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院、鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園、宝田寮が実施しています。

18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで児童の養育が困難になった場合、原則7日以内利用できます。

1日あたり2歳未満児で、2,360円以内、2歳以上児で1,840円以内の利用料が必要です(世帯の状況によって変動します)。

夜間養護(トワイライトステイ)事業

担当 子育て支援課 ☎684-1225

鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園、宝田寮が実施しています。

2歳以上18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が仕事等で夜間不在になり、児童の養育が困難になった場合、利用できます。夜間のみの利用の場合は、1日あたり750円以内の利用料が必要です(世帯の状況や利用時間によって変動します)。

休日預かり事業

担当 子育て支援課 ☎684-1225

鳴門子ども学園、こども家庭支援センターひかり、阿波国慈恵院、常楽園、宝田寮が実施しています。

2歳以上18歳未満の児童を養育している家庭の保護者が仕事等で休日昼間において児童の養育が困難になった場合、利用できます。

1日あたり1,350円以内の利用料が必要です(世帯の状況や利用時間によって変動します)。

家庭児童相談室

担当 こども家庭センター ☎684-1408

平日9:00から17:00まで、18歳未満の児童とその家族が育児・虐待・養護・障がい等の悩みや心配事について家庭児童相談員による相談を実施しています。

こども何でも相談

担当 こども家庭センター ☎684-1095

子育ての困り事、負担になっている事等、カウンセラー(公認心理師・臨床心理士)が相談に応じ、解決策を一緒に考えます。

利用料 無料

実施日等、詳細はお問い合わせください。



「それって本当？」 子育ての疑問



Q 虫歯はうつる？

A 唾液等から虫歯菌に感染する可能性が！

実は生まれたばかりの赤ちゃんには歯がないため虫歯菌がいません。歯が生え始めると唾液等から虫歯菌に感染する可能性があります。そのため、噛み砕いたものを与えたり、同じスプーンを使うのは避けましょう。



発達相談事業

保育所等巡回相談

担当 こども保育教育課 ☎684-1513

育児不安を抱える家庭や軽度の発達障がい疑われる乳幼児を発見し就学年齢までに関係機関の連携による支援を行うため、保育所、認定こども園で巡回相談を実施しています。

定期教育相談

担当 こども保育教育課 ☎684-1657

市庁舎会議室等で年に8回、専門家による定期教育相談を実施しています。就学前(3歳～6歳)の幼児の保護者が対象で、1回4～6人程度の相談を受けています(先着順)。

4歳児子育て相談

担当 健康増進課 ☎684-1049

幼児(4歳児)やその保護者を対象に保護者の悩みや困りごとの軽減が図れるように、専門家による相談を実施しています。対象者には、対象時期に個別にご案内します。

発達相談

※相談は予約制となっております。

担当 健康増進課 ☎684-1049

発達検査をとってお子さんの得意な事・苦手な事を確認しながら得意なところを活かし、お子さんに合わせた「環境」や「関わり」の工夫や対応するための方法を臨床心理士などの専門の先生と考えていきます。

対象者 1歳6か月頃～就学前

育児相談

※相談は予約制となっております。

担当 健康増進課 ☎684-1049

小児神経専門医・公認心理師による子育ての相談やアドバイスを行います。

親子はぐくみ教室

※相談は予約制となっております。

担当 健康増進課 ☎684-1049

言語聴覚士や作業療法士、保育士などがお子さんの発達に合った関わりを通して成長発達を促す相談やアドバイスを行います。

対象者 生後5か月頃～2歳6か月頃

広 告

Institute of child developmental studies
特定非営利活動法人
こどもの発達研究室

きりん

子育て・発達相談と早期支援 保育・教育・療育施設の支援
保育士、言語聴覚士、作業療法士、
公認心理師等が支援しています。

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字蛸子前西140番地2
児童発達支援センター
(鳴門市指定中核機能施設)
きりん教室なると

tel 088-686-1011 fax 088-686-1011
E-mail: naruto@npokirin.org HPアドレス npokirin.org



放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

担当 子育て支援課 ☎684-1251

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで日中家庭にいない児童を対象に、学校の余裕教室などで放課後や長期休業日等に、安心して過ごすことができるよう遊びや生活の場を提供しています。

★利用できる日・時間

利用日	時間
月曜日～金曜日	放課後～18:00
土曜日・代替え休業日	8:00～18:00
長期休業日(夏休み等)	8:00～18:00

※祝日や年末年始、台風等で学校が休校になった場合は利用できません。

対象児童 児童クラブ指定の小学校に通う児童

保護者負担金 月額8,000円(おやつ代等の実費を含む)

※長期休業期間中の利用料等については、各クラブに確認してください。

利用申込み受付時期

4月利用の申請受付は1月に行っています。5月以降の利用については、随時受け付けています。

利用受付場所 利用希望の児童クラブ

児童クラブ一覧

児童クラブ名	指定小学校(設置場所)	電話番号
板東児童クラブ	板東小学校(板東公民館2階)	689-4666
鳴門西児童クラブ	鳴門西小学校(鳴門公民館2階)	687-1528
林崎児童クラブ	林崎小学校(林崎小学校敷地内)	685-0056
木津児童クラブ	第一小学校(小学校内)	686-3770
撫養児童クラブ	撫養小学校(小学校内)	685-5260
堀江北児童クラブ	堀江北小学校(小学校内)	689-1410

児童クラブ名	指定小学校(設置場所)	電話番号
桑島児童クラブ	桑島小学校(桑島小学校敷地内)	685-0065
里浦児童クラブ	里浦小学校(小学校内)	686-0299
黒崎児童クラブ	黒崎小学校(小学校内)	686-2347
明神児童クラブ	明神小学校(明神小学校隣地)	688-0712
大津西児童クラブ	大津西小学校(小学校内)	686-3534

※堀江南小学校に通っている児童は「市場・川崎児童館」をご利用いただけます。

児童クラブ利用料免除事業

次の条件に当てはまるお子さんが児童クラブを利用する場合、おやつ代や行事参加代などの実費を除いた利用料4,000円を無料にしています。

なお、所得確認のため、申請書の提出が必要です。申請書様式は各児童クラブと市子育て支援課で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

第1子から無料	▶生活保護世帯の子 ▶市民税非課税のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の子
第2子から無料	▶市民税所得割課税額77,101円未満(年収360万円未満相当)のひとり親世帯又は在宅障がい者(児)がいる世帯の第2子以降 ▶市民税非課税世帯の第2子以降
第3子から無料	▶市民税所得割課税額169,000円未満(年収640万円未満相当)の世帯の第3子以降



ひとり親家庭支援

担当 子育て支援課 ☎684-1225

相談

母子・父子自立支援員(こどもすくすくサポーター)

ひとり親家庭の方がかかえている離婚後の不安や疲れ、就労問題、養育費や面会交流の取り決めなど、いろいろな悩み事の相談相手となり、自立のための支援や問題解決のサポートをします。

ひとり親家庭等ホームフレンド派遣事業

子どもたちの話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンドを派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかで安定した生活を送れるようサポートします(事前登録要)。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の母及び父の状況や希望に応じ、自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。

医療費・介護

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の保健と福祉向上のため、その医療費(親・児童の入院・通院時の保険診療分)を助成します。

対 象

- ①健康保険に加入している18歳未満の児童(4月1日時点)とその児童を扶養している方
- ②鳴門市にお住まいで、児童扶養手当を支給されている方(年金等受給されていること等により児童扶養手当を支給されていない方のうち、児童扶養手当が支給となる所得以下の方も含む)

家庭生活支援員派遣

不定期の残業や休日出勤、疾病等で一時的に生活援助や保育サービスが必要になったとき、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や乳幼児・児童の保育などを行います。土日祝・夜間の利用も可能です。
(一定以上の所得がある世帯は費用負担が発生します。事前登録要)

手当・貸付

児童扶養手当

父母の離婚等で父または母と生計を共にしていない児童の生活の安定のために児童を監護・養育している方に支給されます。なお、所得制限を超える所得がある世帯の方は、申請は可能ですが、手当の支給が一部停止又は全部停止になります。

手当の対象となる児童

- ▶ 父母が離婚した児童
- ▶ 父または母が死亡した児童
- ▶ 父または母に政令で定める障がいのある児童
- ▶ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ▶ 母が婚姻によらないで妊娠・出産した児童 等

手当の対象とならない場合

- ▶ 申請者や児童が日本国内に住所を有していないとき
- ▶ 児童扶養手当額を上回る公的年金を受けられることができるとき
- ▶ 児童が児童福祉施設、少年院(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき
- ▶ 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状態(内縁関係など)のとき

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が適職に就くために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、給付金を支給します。

対 象 (すべての要件を満たす必要があります)

- ▶ 鳴門市内にお住まいの方
- ▶ 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ▶ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であることが認められる方

対象講座

- ▶雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座(※)

(※)厚生労働省ホームページをご覧ください。子育て支援課又はハローワークまでお問い合わせください。

支給額

- ▶受講のために支払った費用の60%に相当する額(上限20万円、下限1万2,001円)
- ※専門実践教育訓練給付金の指定講座については、受講のために支払った費用の60%に相当する額(ただし、その額が修学年数×40万円を超える場合は修学年数×40万円、上限160万円)に加えて、修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限20万円)を追加支給
- ▶雇用保険制度における教育訓練給付の受講者は、上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するために養成訓練を受けた場合、職業訓練給付金を、修了時に修了支援給付金を支給します。

対 象 (すべての要件を満たす必要があります)

- ▶鳴門市内に住所がある方 ▶養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ▶児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にある方(年金等受給されていること等により児童扶養手当を支給されていない方のうち、児童扶養手当が支給となる所得以下の方も含む、児童扶養手当支給水準を超えた場合でも1年に限り対象)
- ▶仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ▶求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、本制度と趣旨を同じくする給付を受けていない方

対象となる資格

- ▶看護師(准看護師含む) ▶介護福祉士 ▶保育士 ▶理学療法士 ▶作業療法士 ▶製菓衛生師 ▶調理師
- ▶美容師 ▶理容師 ▶歯科衛生士 ▶歯科技工士 ▶栄養士 ▶管理栄養士 ▶社会福祉士
- ▶市長が地域の実情に応じて指定する資格 など(その他資格については子育て支援課までお問い合わせください)

支給額

- ①職業訓練給付金…市町村民税が課税されていない世帯の方には月額10万円、課税されている世帯の方には月額7万500円を支給します。
※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、非課税世帯の方は月額14万円、課税世帯の方は月額11万500円を支給します。
- ②修了支援給付金…修了日を経過した日以後に、市町村民税が課税されていない世帯の方には5万円、課税されている世帯の方には2万5千円を支給します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者が実施する対策講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

対 象 (すべての要件を満たす必要があります)

- ▶鳴門市内に住所がある方
- ▶自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ▶就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方

支給額

- | | | |
|-----------------------------------|---|---------------------------------|
| (1)通信制の場合 | ⋮ | (2)通学又は通学及び通信併用の場合 |
| ①受講開始時給付金:受講費用の4割(上限10万円) | ⋮ | ①受講開始時給付金:受講費用の4割(上限20万円) |
| ②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて上限12万5千円) | ⋮ | ②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて上限25万円) |
| ③合格時給付金:受講費用の1割(①、②と合わせて上限15万円) | ⋮ | ③合格時給付金:受講費用の1割(①、②と合わせて上限30万円) |
- ※①、②は下限4千1円、③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

J R 通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の世帯主又は世帯員が、通勤のためJ Rを利用する場合、定期乗車券の購入費用が3割引になります(他の割引との併用不可)。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るために、修学資金、就学支度資金、技能習得資金など13項目の貸付を行っています。

救急の場合

休日や夜間に急な病気になったら・・・

休日・夜間の急な子どものけがや病気にどう対処したらよいか判断に迷った時に、小児科医、看護師へ電話による相談ができます。

小児救急電話相談 **#8000**（プッシュ回線の固定電話、携帯電話）

又は088-621-2365（ダイヤル回線・IP電話等すべての電話）

相談時間 18時～翌朝8時（日曜日・祝休日及び年末年始は24時間）

「こどもの救急」ホームページを利用しましょう。

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

対象年齢は生後1か月から6歳までのお子さんです。

お子さんの状況によっては、119番に連絡し、救急車で医療機関へ！

厚生労働省研究班／社団法人 日本小児科学会により監修されています。



<https://kodomo-qq.jp/>

救急車の適正利用にご協力を！

救急車は、緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。

救急車を呼ぶか迷ったときは、上記相談電話へ。

鳴門市

子育て ガイドブック

令和8年6月発行



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

発行

鳴門市役所

株式会社サイネックス



鳴門市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店

〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32

TEL.088-623-0530

※掲載している広告は、令和8年4月現在の情報です。

いつでも！誰でも！どこからでも！

鳴門市

子育てガイドブック



電子ブック案内



タブレット



パソコン



スマートフォン

電子ブックはこんなときに活用できます



外出中に子どもが
発熱して困った…どうしよう



初めての妊娠で手続きや
支援制度がわからない

ブックマークは
こちらから



カレンダー形式の
手続き一覧はないかしら？



冊子が見つからないから
電子ブックで読みたい



A decorative circular border composed of various sized bubbles in shades of pink, yellow, blue, and purple, surrounding the central text.

鳴門市

子育て
ガイドブック